

（仮称）新九段生涯学習館基本計画検討会設置要綱

令和8年5月 25 日

8千地生ス発第 131 号

（設置）

第1条 （仮称）新九段生涯学習館の整備に当たり、基本構想で示したコンセプトを具体化するため、（仮称）新九段生涯学習館基本計画検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）（仮称）新九段生涯学習館基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に関すること。
- （2）その他基本計画の策定に必要な事項に関すること。

（構成）

第3条 検討会の委員は、次に掲げる者のうちから千代田区長（以下「区長」という。）が委嘱又は任命する。

- （1）識見を有する者
- （2）区内の各種団体・機関等関係者
- （3）その他区長が必要と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から基本計画が策定された日までとする。

- 2 委員が欠けた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めるときは、個別に委員の任期を定めることができる。

（委員長等）

第5条 検討会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第6条 検討会の招集は、委員長が行う。

- 2 検討会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 検討会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、検討会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、地域振興部生涯学習・スポーツ課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、令和8年5月25日から施行する。